

宮城学院奨学会奨学金(2026年度前期) 募集要項

この奨学金は、経済的理由により修学が困難な学生を支援することを目的として、国による修学支援新制度に申請する資格のない学生を対象に本学法人が運営している奨学金です。

<対象者>

国による修学支援新制度(日本学生支援機構:授業料等減免と給付型奨学金)に申請する資格のない学生

※新制度に不採用となった人、申請資格があるにもかかわらず申請をしていない人は対象とはなりません。

※対象者は具体的には下記の場合等を指します。

- 高校等を初めて卒業した年度(高卒認定試験に合格した年度)の翌年度の末日から、本学入学までに2年以上経過している者(例:2025年4月入学者の場合、2022年3月以前に卒業した者が該当)
- 大学院生
- 適格認定(学力基準)により日本学生支援機構給付奨学金と授業料減免が廃止となった学生

<出願資格> 人物・学業ともに優良な学生であって、経済的理由により修学が困難な者。

<選考基準> 生計維持者(※)の合計収入が、基準額以下の者。

基準額：給与所得者の場合収入300万円、事業所得等の場合26万円

※生計維持者とは：申請者の父母が離別・死別していない場合は、父母(事実上の婚姻も含む)。

父母の一方が離別・死別・婚姻歴がない場合などの場合は、申請者と同じ世帯にいる父または母。

父母が死亡等している場合は、申請者の生活を主に維持している人1名。申請者が社会的養護を必要とする人の場合は、申請者自身。

<給付金額、採用期間、給付方法> 採用年度のみ、年額60万円を上限として半期ごとに給付

※すべての採用者が年額60万円を受けられるとは限りません。

<留意事項>

※生計維持者(学資負担者)の収入額等を基に選考します。応募者全員が採用されるとは限りません。

※他の本学独自の奨学金との併給する場合、授業料等を超える金額の受給はできません。

※同時期に募集している他の奨学金と併せて申請できますが、決定の際は金額が多い方で採用します。

<提出書類> 別紙一覧のとおり

<申請手続き>

① 申請書類一式については学生課窓口までお問い合わせください。

② 必要事項を記入し、クラス担任に推薦所見記入の依頼をする。

③ 提出期限までに出願書類を提出する。

※生計維持者の直筆の署名や押印、添付書類のとりよせが必要ですので特に保護者と離れて暮らしている方は早めに準備をしてください。

<提出期限> 2026年6月15日(月) 17:00 (厳守)

<提出先> 学生課 TEL.022-277-6271 E-mail. gakusei-c@mgu.ac.jp

※応募書類は返却しません。出願対象外の学生が応募した場合も返却しません。